

第20回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年6月25日（水） 9:30～12:00

場 所：北農健保会館 3階 芭蕉

出席者：

（委 員）井上会長、五十嵐委員、佐藤委員、宮田委員、山本委員

（事務局）出光 地域主権局次長、渡辺 地域主権局参事

○ 井上会長：

配布されております委員会の次第ということで、そこの議事に沿って始めさせていただきたいと思います。

この委員会、第3回答申に向けて継続審議となっていた74件の道民提案をベースに産業雇用、そして地域再生ということでこの2つのテーマに絞りながら2月の第13回委員会から前回第19回委員会まで7回にわたり審議を重ねてまいったものでありますけれども、現在のところお手元の配布資料、「資料1」に掲載されておりますように審議が進捗しております。それに向けて検討していくというふうにしたものが「道民提案」というところの中で、太字になっているものであります。198の福祉有償運送の規制緩和等々であります。前回の19回の委員会おきましては、そのうち下の方にあります2つの項目、「直轄負担金と道道の管理の特例」ということについて審議を行いました。それにつきましてはこの表では◎と整理案を検討したということになっております。本日整理案の検討と思っているのは先ほど言いましたけれども198の福祉有償運送の規制緩和をはじめ、4件であります。さらに☆のマークがついてはありますが「答申案の検討」ということでそれも併せてやっていきたいというふうに思います。

資料の2に書かれてあります2-1、2-2というのは答申案というかたちでファイナルに近いかたちで今後検討を重ねていく。さらにその下はその一段階前ということになりますが、整理案として答申案のイメージということで資料の2-3、2-4、2-5というかたちで3件掲げてあります。

以上のようなかたちで審議していただきたいと思いますが、まず「分野別審議について」ということでこの資料2の2-1に沿って「維持管理費に関わる国直轄事業の負担金制度の廃止」ということについて事務局の方からご説明をいただき、その上で審議をしたいと思っております。そのようなことでお願いします。

○ 渡辺地域主権局参事：

おはようございます。よろしく申し上げます。それではまず1ページをご覧くださいと思います。「維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」ということで答申案というかたちにまとめさせていただきました。前回の委員会の中で資料1の中でこの維持管理費に関する道民の提案というのは2つございまして、130番の負担金制度の廃止ということでこちらは工事費・事業費に対する負担金も含めて廃止ということになります。227番の維持管理に係る負担金の廃止ということになってはまして、この事業費も含めた、負担金も含めて廃止する場合においては道が現在国からいただいている補助金の部分についても併せて整理しないと、直轄費用の負担金だけ廃止して補助金はそのまま残すというかたちではちょっとバランスがとれないものですから、補助金の部分については今すぐ整理す

るのはちょっと難しいものですのでそれで維持管理費に係る国直轄事業の負担金制度の廃止ということでとりまとめたということでございます。

それでまず現状でございますけれども、大規模な建設工事など国が行う場合には、その経費の一部を地方公共団体が負担するというようになっていまして、具体的な負担割合というのは道路法、河川法など個別の法によって規定されています。それで工事費だけではなくて直轄事業において維持管理費についても管理主体が国であるにも関わらず地方に負担が求められているという、そういう現状でございます。

維持管理について地方に負担を求められていますけれども、これは本来管理主体である国が全額負担すべきものであり、国と地方の役割分担を明確化すべきであるということで、前回林委員の方から国と地方の役割分担の明確化ということはこの紙の中にもっと表現すべきということでこの役割分担の明確化ということを入れさせていただきました。それでカッコ書きでございますけれども、地方自治体が行っている事業について補助制度があるのでございますけれども、維持管理に関してはそういった補助制度がないということで、道路法の北海道における道道の管理などには全額負担して行っているという現状にあります。

それで目指すすがたでございますけれども、維持管理費に係る国直轄事業負担金を廃止し、全額国で負担ということでございます。負担金の部分についても国と地方の役割分担を明確化すべきであるということで、全額国で負担するように求めていく。それで矢印で下にありますが、将来的には国と道州において道路や河川などの管理主体と費用負担の関係全般において道内各層の意見をふまつつ検討を深めるべきということで、事業費に係る直轄負担金の部分についても将来的には役割分担の明確化ということで検討をしていくものであるということにしております。

次の2ページをご覧ください。これは新旧対照表ということでございまして、現行と権限移譲後ということを明記しました。現行では国道、河川、都市公園に関して維持管理などで負担金を払うとき、国道・河川については10分の3、公園については10分の4.5ということになってございます。これを現行の維持水準を確保しつつ全額負担をするということでございます。矢印の下になりますけれども、今地方が整備した施設については地方が10分の10負担している。国の直轄事業については国道の場合では10分の3が地方で国が10分の7と。それを国の部分については10分の10国が負担、そして地方が10分の10地方が負担するという役割分担を明確化させていくという内容です。

3ページが具体的に道路・河川・公園の現在の負担割合を表にしたものでございまして、例えば道路の場合ですと、平成18年度につきましては道が180億円負担金ということで支払っている。河川については47億円、公園については9千万円ということでございます。以下法律の条文をつけてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今の件につきましては、道民提案の130番と227番をベースにしながらの提案するものであります。維持管理費に関わる国直轄事業負担金制度の廃止というものであります。この件につきましては、第17回に審議を開始し、前回、第19回の委員会において整理案を検討し、今回に至ったものであります。これらの議論をふまえてこういうかたちで答申案というかたちで提示されましたけれども、この件につきましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○ 佐藤委員：

何度か欠席していて、あるいはもう既に議論がなされているかと思いますが、資料 2-1 では「維持管理費に係る国直轄事業負担金」ということで、表題が「国直轄事業負担金制度の廃止」となると、それ以外のものがあるのではないかと思ったのですがどうでしょうか。要するに維持管理だけを当面要求するという、そういうかたちになっているのですね、これは。そうですね。

○ 渡辺地域主権局参事：

先ほどもちょっとふれましたけれども、事業費の部分についても負担金というのがあるのですけれども、一応道道の整備というのは国の補助金が入ってということになりまして、その直轄事業の負担、事業費にかかる負担金を見直すときに併せて補助金についても見直しをしないと役割分担の明確化という意味ではちょっとフェアではないといえますか、公平的にならないということもありまして、ただ補助金について今すぐ整理するというのはなかなか難しいところございまして、今現実にはその補助制度のない維持管理費の部分に関して提案するというところで整理を出しています。

○ 佐藤委員：

わかりました。それでその辺を、維持管理費についてだけ言ってますよと、はっきり示さないとわかりにくいだろうということです。まだありますよというのなら、ちゃんと道民にもわかるような表題、資料の 2-1 は書いていますからいいですけれども、それ以外ははっきりわかるようにしていかないと、たった 180 億だけみたいな感じになるとできないのかなと思ったものですから言いました。

○ 井上会長：

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしければこういうかたちで答申案をまとめたいと思いますが、それに先立って佐藤先生がご指摘になったことを含めてもう一度検討をしていただければというふうに思います。表題を、私はちょっと今まで見てきたのだけど改めてこうやって見てくると、ちょっと日本語としてわかりにくいというのがあるので、そここのところはキーポイントで道民の皆さん方に何を国に要求しているのかということが明確にわかるようにして、そして再検討いただければなと思います。基本的にはこの方向で進めていくということによろしいかと思います。

はい、どうぞ。

○ 佐藤委員：

資料 1 の 227 番に書いてある、「国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止」に書いてあって、資料の 2 に移れば「維持管理費にかかる国直轄事業負担金制度の廃止」とずれているので、それが統一された方がいいのではないかと思います。

○ 井上会長：

事務局の方、そういうことで統一をお願いします。では次に移らせていただきたいと思いますが、資料の 2 の 2-2 というかたちになりますが、今度は道道の管理の特例措置ということでありまして。これについてまず事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

道道の管理で特例措置について答申案というかたちでまとめました。まず道路法第 17 条の 2 項で指定市と一般の市以外の町村については道路法上規定がなく、道道の管理を行うことができないということになってございます。ただ現実には北海道におきましては平成 19 年度から奈井江町、浦臼町において道から委託を受けるというかたちで道道の維持管理をやっていただいているということで、両町におきましてはさらなる行政サービスの向上ということを目指して管理圏の移譲をまとめているということになってございます。

そこで目指すすがたでございませけれども、道道管理案の特例ということで下の表、現在は指定市と指定市以外の地については、指定市については道との協議はいりませんが、指定市以外の市については道と協議をした上で道道の管理をすることができる。町村については不可というふうになっているのですけれども、平成 19 年 3 月の法改正に舗道の新設等については道と協議の上で町村でも管理ができるということになったということでございます。

この部分について舗道だけではなくて車道の部分も含めて道路法の第 17 条第 2 項の規定を変えることによって車道の部分も含めて町村でも道路の管理はできるようにするというところでございます。

それで次のページ、10 ページですけれども、これが新旧対照表ということで、表の表の部分について町村でも道と協議の上で、道道の管理ができるようにということでございます。国道というのがございませけれども、これは本州に行くの一部県が管理している国道というのがあるのですけれども、その部分を町村にという管理制度があるのですけれども、北海道におきましては道が管理している国道というのにはございませないので、国道については北海道において該当してこないということになります。

それで次 12 ページを開いていただきたいと思いますが、これは地方分権改革推進委員会が開かれたときに奈井江町長がなぜ都道府県道の管理を認めないのかという疑問をしたということで、それに対する国土交通省の回答でございませ。国土交通省の回答のポイントとしては先ほど言いましたけれども、1 つ目の○ですけれども地方公共団体のニーズや実情をふまえて所要の制度改正等を行ってきたということで、先ほど言いましたが舗道の部分についてはそういうことで町村もできるようにした。ただ、車道の部分についてはこれまで具体的なニーズというものが国として生じていなかったということで、今後ニーズをふまえて論議をしていくものと考えということでございませ、必ずしも否定的な考えはもっていないという、この回答からはそういうふうに認められます。

それで 13 ページでございませけれども、都道府県道の町村による管理ということでございませ。こういう資料が整理されていまして、現在道路法第 17 条第 2 項の特例を活用して都道府県道の管理を行っているのは市ですけれども、全国で 7 つあるということでございませ。そして特例を活用して市の平均標準財政規模というのには 186 億円ということで、町村と比べると財政力という意味においては町村はちょっと劣りますけれども、ただ市にもいろいろ人口規模の市がございませるので、必ずしも財政規模が少ないからといって管理ができないということではないのではないかとこのように考えてございませ。

以上でございませ。

○ 井上会長：

ありがとうございました。道道の管理の特例措置について事務局から説明をいただきました。前に議論しましたのと同じように 17 回の委員会において議論を開始し、前回、19 回の委員会において整理案の検討をやったところでありませ。答申案の検討ということでたたき台がございませけれども、これらの点について事務局の説明と併せてご意見・ご

質問があったらお出しいただきたいと思います。

前回林委員から見たらこの点について何か質問か意見が出ていませんでしたか。ちょっとはっきりした記憶がないのですが。特に奈井江・浦臼の実験的にやったところについて何か思うことがあれば整理しておいたほうがいいのではないかと。意見が出ませんでしたでしょうか。

答申案について特段今日の原案を揺るがすようなものでなければそれはそれでいいのですが、整理してあった部分は確認しておきたいなど。そもそもありましたか、記憶違いでしたか。

○ **渡辺地域主権局参事：**

奈井江町・浦臼町、2町以外の町村で望んでいるようなところはあると思うのですけれども。

○ **出光地域主権局次長：**

奈井江・浦臼で去年から試行的に委託契約ということで、今回の提案はきちんと法律を改正して権限をそのまま移譲するということですが、今試行的にやっているのは権限は道の方にありまして、委託契約でもって町に管理を委託しているというかたちです。実際にやってみてのアンケート結果では、受け取ったのをまず役場の方のアンケートの回答では効率的にできたとか対応が早かったという結果が出ています。コスト的にはあまり変わらない。実際にかかる経費をそのまま移しているだけですから、コスト的にはあまり変わらないという評価でございました。

それから課題としまして、やはりこの委託というかたちでやっているものですから、もともとの権限は道にありますのでそこをあくまでも道が指揮監督をしながら役場にやっていただいているということで、その指揮監督のための情報連絡のやりとりを、これにかなり時間を要していて、時間的ロス、それから情報伝達等が複雑すぎてということで、その点でかえって担当職員の業務量が増したという、そういう問題点も出てきております。これは権限をスッパリ移譲するのではなくて、やはりやむを得ず委託契約という形式でやっていることによる問題点なのだろうというふうに見ております。

概略はそのような、この1年やったところの調整といたしまししょうか、フォローアップ状況が今出てきているところでございます。

○ **井上会長：**

ありがとうございます。あと、宮田委員どうぞ。

○ **宮田委員：**

大きなものではないのですけれども、ちょっと欠席しているときにちょっと扱っていたのではないかと考えていますけれども質問だけですけれども、想定しているのは基本的には冬の除雪がやはり大きなあれなのではないでしょうか。それはやはり道道といってもやはり冬の間には削れた道路の維持管理といいますか修復とかありますよね。それは維持管理というのか、それは営繕と呼ぶのかちょっとわからないのですけれども。ちょっと想定している範囲といいますか、あまり町で全部負担できないものもあるでしょうし、これは想定しているものは除雪というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○ 出光地域主権局次長：

想定しているものは、今委託でやっているのもそうなのですが、夏・冬通して通年のまず管理でございまして、夏場はやはりちょっとした穴ボコがあいたとかヒビ割れでとか、あるいは草刈りもありますけれども、そういうところまで含めての管理でございまして。完全に崩れてしまっただけからではこれはまた別の話になります。

○ 宮田委員：

地元釧路でも除雪のときには国と道道と市道とあって、もっと連携すれば効率的にできるのにとするのは市民がよく言っていることなのだけれども、やはり町でも同じふうに、業者さんが町の見積りやってここは国道だからだめで、道道だからだめでとか何とか言っていると、やはり大変だと思う。こういうのがうまくいくと各町村にも淡々と広がっていくのかもしれない。

○ 出光地域主権局次長：

町長さんがいつもおっしゃっていた、除雪のときに道道の除雪車はこう来て、途中で町道のところにかかるとグッと跳ね上げて、除雪しないで通り過ぎて、道道まで行くとまたかいてやってと。町民の方からなぜそんなことをやっているのかと。そういうことは全部効率よく・・・(宮田委員：一筆書きでやって。)

○ 井上会長：

その他いかがでしょうか。

○ 宮田委員：

基本的には道との協議でそういうことができるようになるという・・・

○ 出光地域主権局次長：

はい、そうです。あくまでもこれはできる規定ですので、すべての市町村に強制的にということではございません。

○ 井上会長：

今質疑応答をしていたのですが、各委員何かご意見としてよろしいですか。ではこのようなかたちで答申案に最終的にこれで固めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では以上の2点で答申案のところが終わりました、今度は整理案(答申案抜きでいく)ということで1つ前の段階の審議をさせていただきたいと思います。資料の2-3、15ページからになりますけれども「道州制における基礎自治体のあり方」、まず1点目が資料の2-3の1、「政令都市等の指定権限の移譲」ということについて事務局の方からご説明いただきたいと思ひます。

○ 渡辺地域主権局参事：

今、会長の方から指定都市等の権限の移譲ということでございましたけれども、これに併せて広域中核市の対応もセットで説明させていただきます。それで資料の2-3をご覧ください。15ページになります。今まで指定都市等の要件緩和の部分と広域中核市の部分の議論をしてきましたけれども、それを1つの紙にまとめてみたというのが資料2-3ということになります。この現状といたしましては、地方自治法で市には人口規模によって人口

50 万であれば政令市、30 万人であれば中核市、20 万で特例市、一般市は 5 万人ということで人口規模によって区分されていて、それぞれに応じて権限というものを持っているということでございます。

ただ、課題として広域分散型の北海道におきましては、面積が他の一県に匹敵するような面積をもっているにもかかわらず、人口が少ないということで、地域だったり村となって公共団体に携わるということで、ただそういう中で道から市町村への権限移譲を進めている結果で、一般の市に匹敵するぐらいの権限の移譲を受けている町村というのも現実には出てきているということでございまして、本年 5 月に総務省から公表された「定住自立圏構想」というものによりますと、中心となる市の権限、財源の強化をして、中心市とその周辺町村との協力体制を構築することによって住みやすい環境というものを整えていこうという中身になっています。

そういった意味で人口要件のみにとらわれない、北海道に合った基礎自治体の姿を構築するということを目指すということになります。それで目指すすがたとして指定市の要件緩和と広域中核市制度の創設となっていて、先ほど説明した政令市・中核市・特例市・一般市の要件を北海道の条例で定めることができるようにするという。それと二次医療圏範囲が確定した場合には政令指定市の基準を適用して、政令指定市並みの権限を持った自治体というものをつくっていくと。道は財源、権限を移譲するというところでございます。

次に 16 ページをご覧ください。前回、定住自立圏構想、総務省がまとめました構想をちょっと簡単に説明させていただきましたけれども、今回まとめましたこの整理案、定住自立圏構想の関係についてのイメージということでつくってみました。黒塗りの部分で「政令市等の指定権限移譲」ということでございますけれども、これが先ほどちょっと言いましたけれどもその定住自立圏構想における中心市の権限を強化することで、その中心市が周辺市町村と包括協定を結んで圏域として住みやすい環境とか機能を維持して住みやすい環境をつくっていると。そういうのがひいては二次医療圏範囲の合併がされれば、広域中核市ということで政令指定市並みの権限をその自治体に移譲するというところでございます。

それで 17 ページになりますけれども、これは指定都市等の指定権限の移譲について答申案のイメージということで、整理案ですけれども答申案のイメージに近いものということでこういうふうにもまとめました。目指すすがたのところですが、指定市・中核市・特例市・一般市の部分の権限移譲に向けて指定権限を北海道がもらって、地域の実情ですとか道からの権限移譲の状況をふまえて条例に弾力的に要件をまとめるということです。

それで 18 ページになりますけれども、新旧対照表ということです。自治法について道の条例で定められるように権限を移してのというところで、法令制度と下の欄にありますけれども具体的には「指定都市等の指定権限を道に移譲し、その細則は道の条例で規定する」ということで、指定手続きのイメージとしては市から指定をしてほしいという申し出を道が受けて、議会の議決を経て道が指定するということを決定すると。それでその旨を国に報告し、国において指定された旨の告示を行うということです。

次に 20 ページをご覧ください。これは都道府県と市町村の権限をわかりやすく整理したものでして、大きくは都道府県と市町村というふうに分かれていますけれども、特例市、中核市、指定都市となっていくにつれて権限が道にふれて、都道府県の権限がそちらの方に移っていくということになっています。

次に 25 ページをご覧ください。資料 2-3 の 2 でございます。これは広域中核市制度についてまとめたものです。これについては現状としては道州制のもとで基礎自治体が行政の主役である。そのモデルとなる強力な基礎自治体の形成を促したいということで、現在の

二次医療圏単位で合併ということになった場合には、政令市並みの権限をその自治体を与えて、強力な自治体となるように行政を進めてもらうということです。

それで26ページをご覧ください。これは新旧対照表でございますけれども、権限移譲を見ていただくと、地方自治法に広域中核市というのを新たに載せてもらって、その要件とか組織の部分について法に規定してもらおうということです。これが人口要件にとらわれずに圏域ということに着目した基礎自治体の創設ということでございまして、要件、細目というのは法律で荒々の部分を決めてもらって、要件の細目については北海道の条例で規定するというふうにしています。

27ページ、28ページは広域中核市のイメージ図でございます。それで29ページになりますけれども、この広域中核市にはその市の条例で区を置くことができると。区を置く、置かないというのは広域中核市が決めるということです。併せて区の制度設計についても条例で定めるというふうに指定してございます。例えばということで、市役所の出先機関としての区ということもありえますし、区長公選ですとか区議会を置くという権限も持たせたというふうにするということも考えられる。また、市の全域を区分して区を置くということもありますし、一部だけ区を置くということもそれは自由に決めることができるという仕組みを考えています。

また次、30ページ、31ページは前回説明させていただいてはございますけれども、広域中核市になるとどういうことがメリットかというのをまとめたのが30ページの表の資料でございます。それで31ページはQ&Aというかたちで、人口が10万人に満たない圏域でも道の権限、あるいは財源、人員も含めてセットで移譲するので、現状と同じような行政ができるのかということ。それと交付税総額が抑制されている中でそういう権限をもらってもちゃんとお金的には大丈夫なのかということが問いでございまして、これは基本的には道にきているお金はその広域中核市に移るとのことなので、国の交付税特別会計の中で負担が増えるということではないということでございます。

あと人口規模が小さい自治体の自治は今後困難になるのかということで、広域中核市制度というのは二次医療圏単位が合併した市に対して権限が移譲するというので、これについては大幅な財源を権限とともに交付税措置をします。それと人口規模が小さくても自治体として高い専門性をもった行政サービスが行われる財源的な保障がちゃんとされるのですよということでございます。

32ページ以降はまたイメージ図になっていまして、37ページがこれは医療法の中で第34条の4の第2項の10というところですね。下線を引いてはございますけれども「主として病院の病床および診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域」という、この部分を道では「保健医療福祉圏」と名づけているということで、それと39ページをご覧くださいと、現実にその二次医療圏という部分がどういう圏域になっているかというのを表した表です。道南ですと3つに分かれるということです。

それで40ページですけれども、これは現実の行政における二次医療圏、二次保健医療福祉圏というのがどのような政策の単位として、施策として関連付けられているかということで、当然保健・医療・福祉に関するものについては基本的にその圏域の単位で考えられていきます。あと一部、また概ね二次医療圏と一致する圏域に関連づけられている施策等ということで消防本部の広域化、あるいは市町村保健組合、あといろんな規制改革というのがそういう単位で行われているということです。

それでこの政令市等の要件緩和と広域中核市制度の創設に関しましては、市町村の場合直接関係があるということでございまして、先週、事前に市町村に対して情報提供して、特段もし反応があれば報告をほしいということをご各支庁に依頼しているところです。

以上です。

○ 井上会長：

ありがとうございました。事務局から2件併せてご説明いただきました。道州制における基礎自治体のあり方という中で政令都市等の指定権限の移譲の件と、広域中核市制度の創設ということの2点であります。事務局の説明につきましてご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。

本件については、今議論しているのは第3回答申に向けてということではありますが、確か第2回答申の終わりの方から審議議論は開始したと思いますけれども、こういうかたちで議案も出てまいりましたけれども、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。佐藤委員どうぞ。

○ 佐藤委員：

単純な質問なのですが16ページです。下の枠の中の2つ目の文章です、「実現には中心市となる云々・・・」とあって、「北海道はその権限をもつことにより」と書いていますけれども、「その権限」というのはどの権限なのか。

○ 渡辺地域主権局参事：

これは指定の権限といいますか、政令市・中核市・特例市、あるいは一般市の指定の権限というのをもちとところで表して、文章としてちょっと変ですね。

○ 佐藤委員：

これを見ると、「サービス提供、内容、そういう権限を道がもつが、・・・」というふう書き直しているのですけれども。

○ 渡辺地域主権局参事：

そういう意味ではなくて、「指定権限という移譲を求める権限というニーズがある」と、直しておきます。

○ 佐藤委員：

よろしくお願いします。

○ 井上会長：

ではその点を加味してちょっと訂正していただきたい。その他いかがでしょうか。これは議会にかかるのはいつごろですか。

○ 出光地域主権局次長：

最短といいますか、7月の中旬に答申をいただければ、即座に道内のすべての市町村に文書でもってご意見ありませんかとそういうお伺いを出しています。それと併せてホームページで掲載したり、あるいはご希望の方にこの資料をお届けできる状態にしまして、パブリックコメントを同時並行で行います。これはおおよそ1ヵ月をかけてみて8月の中旬ぐらいまでにやるということになります。いただいたご意見をもとに必要な修正を行いまして、9月上旬からの道議会に提案すると。順調にいけますとそういう運びになるかと思えます。したがって道議会でご賛成が得られれば、議決が得られれば10月には正式に国に持ち込むということになるかと思えます。

○ 井上会長：

その時期には、今の懸案は・・・。

○ 出光地域主権局次長：

支庁制度改革との関係でいきますと、私は支庁制度改革は過渡的な改革というふうに言っておりますけれども、道州制を目指して今道がもっている権限というのは将来的にはもっと大幅に市町村、基礎自治体の方に移っていきたくらうという想定をしております、その移っていくであろう権限というのは今 14 支庁の地域にそのまま置いておこうと。そして根室ですとか日高でもそうですし、そういう地域にはそういう将来移るであろう権限というのはそのままそこに置いておこうと、「振興局」というかたちで置いておこうと。そして将来基礎自治体の体制が強化されれば、その部分というのは市町村の中に全部吸収されてしまうと。その日高だけではなくて釧路とか十勝でも同様でございました。そういうかたちでどんどん基礎自治体の方に権限が移っていくと。それまでの過渡的な体制として今の支庁制度改革を考えているのですけれども、もしそのこのいった先の最終形というのがイメージできるのはこの広域中核市であると。

例えば十勝一市構想というのがございますけれども、十勝地域のすべての市町村が十勝に 1 つにまとまれば、現行の十勝支庁というものがもっている権限というものが大半が大十勝の方に移行するという、そういうイメージでございまして、ここで候補にあげていまず広域中核市などはその最終的な姿の 1 つのイメージと。そこに至るひとつ手前のイメージとしてこういう政令市とか中核市などの要点緩和というところを使いまして、現状の例えば苫小牧ですとか釧路そうですけれどもそういったところをもう少し圏域の中心性、中心的な果たしていく機能といいますか、もう少し高めるように揃っていくものではないかとそのように組み合わせながら先の 1 つの目標像、理想像といいたししょうか、そちらの方にもっていったらなとこういうふうに思っております。これだけがすべての理想像ではないと思しますので、そこはまだ全体的にできる規定ですから、すべての道内の基礎自治体に広域中核市になってくださいと言っているわけではありませんので、そこはやれる条件が整ったところに是非我と思わぬ地域に手を挙げていただいて、実際にそうになっていただいてまたそこでの状況というのをも検証しながら、よいところは別の地域にも是非取り入れていただきたいし、あまり期待に反したようなところというのはまた制度の見直しというのを図っていかねばならないと、そういう考え方で組み立てたものでございます。

以上です。

○ 佐藤委員：

大きく分けて 2 つあるのですけれども、1 つは、今回指定都市・中核市・特定市・一般市の条件を道の条例で定めるという 15 ページですね。それから広域中核市というのを創設するということなのですけれども、上の方の「人口要件を条例で定める」という部分は、これはイメージとしては現行の指定都市・中核市・特例市といったような制度をそのまま人口要件だけを緩和するということになっているのか、実質緩和だと思いますけれどもそれによって横流しと言ったら何か変ですが横にもっていくという、そういうイメージでしたね。

一方広域中核市というのは全く新しい仕組みで、どちらかと言えば政令指定市に近いイメージ、場合によってはそれを越えるものもあるというのが先ほどの説明でしたけれども、そうすると政令市・中核市・特例市、一般市は違いますけれども、それをパスして広域中核市というそういうバリエーションをつくっていくと、そういうことになるのですね。というのが 1 つ確認です。より複雑になるとは思うのですが、それはそれで別にかまわな

いのですが。

あと大きな2つ目が「広域中核市制度の創設」というところで2つ飛んで、現状の問題なのですけれども疑問があって、現状のところの2つ目の、25ページですね。現状のところの2つ目の○で「行政の機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因の1つ」というふうに書いてありますが、これはちょっといろいろ忖度して読むと「道庁の行政の機能が札幌に集中してしまう」と説明はそういうことですね。だから一般的に行政の機能が札幌に集中しているということが一極集中の原因なのか、その辺のところはちょっと若干の言葉遣いが安易というのがあるのかもしれませんが、これは何だろうなというのがちょっと直感的に疑問に思ったというのが1つです。

それからもう1つなのですけれども、27ページの下の方です。圏域的視野。中心都市だけがかろうじて持ちこたえるかどうかとは、こういうものを出すと市町村は頭にくるのではないですかね。というのは私もいろいろ大してたくさん知っているわけではないのですが、イメージ的にポンポンと思いつかべるようなことでいくと、この中心都市がなくて周辺のベッドタウン的な町の方がはるかに元気がいいし、人口も増えているし、というのがあるわけですね。そういうところを元気が無いと言ったら、怒ってかえって議論できるものもできないのではないかなという、そういう気がするのです、この辺はやはり言葉尻と言えはそうなのですけれども、非常に難しい問題ですからセンシティブにやらないと。道庁はまた一生懸命市町村合併をさせようとしているのではないかなというようにことで、真意が伝わらないうちに誤解される可能性があるのです、こういったところでちょっと注意された方がいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○ 出光地域主権局次長：

わかりました、ありがとうございます。ちょっと表現不足でありました。すいません。

○ 井上会長：

今、何点かご指摘いただいたのは後ろの方の先ほどの前のところ、25ページのところの棒線のところになるのですけれども、そこのところも併せて再検討いただければと思っています。山本委員どうですか。

○ 山本委員：

今、佐藤委員がおっしゃった25ページの現状の○の2つ目は私も同様におかしいなと思っていましたところ。それは先生がおっしゃったことと、ある種表裏なところ。この制度自体枠組みとして私は賛成なのですけれども、前も一度この話をした記憶があるのですが、人材を担保するということが背景にないと、非常によいシステムだと思うのですが、実際機能するのだろうかと思うのです。そのような観点でお聞きしますが、31ページのQ&Aのところは違う問いかけですけれども?のマークのところ、「その他職員についても広域中核市で希望すれば移籍、または派遣による対応を・・・」程度の言及はあるのですが、おそらくこういうふうには法律とか条令でクリアして、システムや機能もよしとなったときに、これが本当に優れたものになっていく要件として一番大事なものが人事制度とかキャリアステップという話だと思えますが、それが見えない。この段階でそれがきちんとおさまっている必要は決してないのですが、それも検討しているということがもう少し表面に出てこないとおそらく受けとめる側の地域は非常に心配だろうと思います。私はその地域の立場であれば、一番そこが気になります。

言ってしまうと少し飛び越した議論ですけれども、本当のエースだったら地域に出てき

てくれるのかという話もあるわけです。このシステムが実際に、地域も経験し、そしてまた中央も行くというような、他にない素晴らしい制度として成立し、実際に人材も活用されていくと、これはなかなか難しいのですけれども、国に負けない、高度なプロフェッショナルリズムにあふれた北海道になっていくのだと思います。そうでなければ実は道州制というのは実現できないだろうと、このごろつくづく思うようになりました。ですので、このところを多少忍ばせるのが必要かなと、志という意味で思います。

それから2点目ですけれども、単純な質問なのですが、やはり同様に25ページ、このページはものすごく要素が多くて大事なページだと思うのですが、真ん中に中核都市のイメージがあります。例示的に「新F市」となっていますけれども、そこで「保健福祉、道路管理、都市計画など」というふうにあって、イメージしやすいように3つのカテゴリーにしてあるわけですが、これから下にいってみると「期待される効果」のところでは産業振興の施策を効果的に展開となっていくわけですが、もともとの概念からいくと施策だけではなくて、政策の権限もかなり移譲してくるのかなと思ったりして読んでもいけるのですが、このあたりも今議論されているところとも密接なのであまり同意はしませんが、システム、機能というものがあつたときに、どこまで実際的な権限が移行されていくのかがちょっと私現段階ではまだよくわからない。

どうあつたらいいかの議論、どうするかと思うのですが、このあたりをちょっと後日で結構なので教えていただければと思います。

以上です。

○ 出光地域主権局次長：

そうですね、ある面で記述的にあちこちにちょっと分散をしているのかもしれないですね。例えばこれは広域中核市になったとき、道の保健所ですとか道が権限を持つ一部を含めますと、支庁のもっている機能の大半が広域中核市に移るということ。同様に本庁からもさらに権限が移るということになります。そうしたときにそういうことはある程度移譲になりますから、例えば旭川市がかつて中核市になったときに、道立の保健所が旭川市になったのですけれども職員ごと移ったというふうになりますから、本当に人材ごと丸ごと移るというケースになろうかと思えます。

そしてそうした場合に、現状の支庁ですとあくまで道職員が転勤をして歩いているわけですね。そうしたところ、地元からの一部の声としてはあと2年とか3年だけでまたどこかに行くのだったら、あまり地元に着定してくれないなとか、そういう声も聞こえてくるわけですが、広域中核市になった場合は今の支庁の機能というのは市役所そのものの中に入るわけですから、そうするとそこの職員も「市職員」になりまして、言ってみれば若いうちから市職員として一生そこに骨を埋めてもらうということで人材を揃えていくということになろうかと思えます。そういうところがQ&Aのところではちょっと市職員とさらにそこの支庁さんが指揮命令権をもつということになるわけでありませう。

それからその左のページの30ページの3番目の「道の関与を受けない自立的な自治体権」という、例えば起債の申請なども道ではなくて国の総務省と直にやっけてもらいます、そうするとこの広域中核市というのはかなりの点で霞ヶ関と直接向き合って折衝するということになりますから、そういう中である面では霞ヶ関がもっているノウハウといひましようか、あるいは考え方と直に接して、そういうことで組織が育つということもあるのではないかなと思えます。

それから権限が大幅に移って道の関与も非常に少なくなっていくので、まさに施策とか事業のレベルだけではなくて、もっと上位の政策そのものを広域中核市は自分で考えてもらっていくと、そういうことになります。そういう面でも組織、人が育っていくとい

うことは期待されるのではないかと考えています。しかし、いずれにせよそこが断片的にあちこちに散りばめられているものですからもう少しわかりやすいように工夫をしたいと考えています。

○ 山本委員：

今、ご説明を聞くと非常によくわかるし、ビジョナリーになるのはわかるのですが、おっしゃったようにちょっと断片的、あちこち展開されているのと、やはりこの種のことというのはこれはなかなか地域と対話していくのは難しいことだけれども、やはりある種のビジョンとコンセプトのところをしっかりと伝えていかないと。今おっしゃったようなことが伝わっていくと理解も進むと思うのですね。その機会を多くつくるのが大事かなと。

○ 宮田委員：

はい、ありがとうございます。今の山本委員に関しまして、やはり人と金といいですか、それがやはり北海道の方で緩和して、この町はこのエリアでやはり中核的な町なんだというふうに、その財源などというものにつきましてもこれは総務省や何かがたぶん全体に措置されてくるようになるのですか。

○ 出光地域主権局次長：

基本的にはそういうことになっております。権限というのはどこか新たに北海道以外の別世界から降ってくるというものではなくて、もともと北海道内でいけば多くは道庁にあるものですから、それはお金の裏づけをもって現実の仕事をやっているの、そこが今度は市町村の方に移るということです。もともと行われていてお金の裏打ちがあるもの、その所属先を変えるということですので、そういう点では財源的にはプラスもマイナスもない、ニュートラルではないかと。

○ 宮田委員：

ありがとうございます。僕の話はいつも心配するのはその財源の問題と、やはり今の山本委員から話したけれども、今例えば広域中核都市が首都圏にできたとして、では直接霞ヶ関とやってくださいとなると、やはり市が東京事務所をもたなければならなくて、各中核都市がみんな東京事務所を出して、東京で霞ヶ関回りをしなければいけなくなると。だからやはり基本的には道がもたなければならぬ。霞ヶ関の情報収集、戦略づくりと、それと広域中核都市との連携だとか、何かその辺もちゃんとやはり考えておかないと全部それをやらせるというのは、僕はちょっと非効率な話だと思っていて、だからあとそのキャリアアップの話もありましたし人材育成だとか、戦略的なトレーニングだとか中核都市としてもたなければならぬ要素とか、そういったものに関しては今度道がもつ。逆に言う中核都市には移すけれども、ではそれと伴って道がもたなければならぬ、維持しなければならぬ戦略的な部分はこうなのではないかということもどこかで考えておかなければならぬのかなというふうに今聞いていて思っていましたので、これとは直接は関係ないのですが、つまりそういうのがあって中核都市もあり、道の方はこういうバックアップ、そして中核都市はこういうことを伸ばす、そういった絵柄がもう少し明瞭ですと素晴らしい案ではないかなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○ 佐藤委員：

霞ヶ関といいますか、向こうも何とかして自由になってねというふうになってきつつありますから、あまり中央に頼らないというふうになるだろうと思います。やはり非常にわかりにくいといいますか、役所の制度の方については非常にしっかりした説明にはなっているのですけれども、Q&Aはもう少し多くして役所の制度が変わったから、では地域はどうなんだという、33ページのところに3つほど例が載っていますけれども、それが見えてこないとなかなか道民の皆さんが見て「道の制度が変わるけれど、いったい我われの生活はどうなのか」というところが見えづらいただろうと思うのです。そうするとどうしても「ああ、また道は責任を押し付けただけか」と市町村からそういうふうに見えてしまうと思うのです。ですからなぜこういう広域中核市をつくっていくかというビジョン、先ほど山本さんがおっしゃったような話を、やはり具体のそれによってこのように地域が変わっていく、自分たちで自主的にいろんなことをやるようになるだろうというのをもう少しQ&Aで示していけるといいのではないかなと思ったのが1点です。

もう1点なのですけれども、例の地方分権改革推進委員会、その第一次勧告などで都道府県から市町村への権限移譲というのが随分強く出されましたね。その絡みといいますか、あるいはもちろん検討されていると思うのですけれども、それとの関係で今考えておられるような広域中核市に合致しているか、国のいうことは聞かなくていいですけれども、その辺の検討も当然なされているとは思っているのですけれども、この文面だけ見ているとそれはそれ、これはこれという感じがしますね。国などもかなり大胆な動きがあるわけですので、そういうのもこの議案で資料などもつくられるといいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○ 出光地域主権局次長：

ありがとうございます。そうですね、第一次分権改革との関係なのですけれども、これでいきますと33ページをご覧くださいなのです。33ページにこのギザギザの一番下の方にあるのですけれども、今私どもでは道庁がもっている権限、約4千本のうち、2千本を市町村への移譲対象としておりまして、この政令市、中核市、特例市、市町村など政令市、中核市がもっている権限が違うわけです。政令市が一番多くもってまして、札幌市ですと今1,600本もっていますけれども、それを上回るこの太線のところ、これが移譲対象ということになります。今回の第一次分権改革の中で出ました都道府県から市町村へ権限移譲、これがだいたい250本ですので、突合せをしますと私どもがリストアップしている2,600本にだいたいほぼ含まれるということになります。この250本を法改正、一気に移譲してしまいますので、私どもが進めているこの2千本のこの移譲もその分はさらに前に進むだろうなど。そういう点で連動性というのは意識しております。それで第一次分権改革でやるその交付権から市町村に移譲する、まさに法律を法改正をして一律に直接法定移譲やっていますけれども、ですので、もし、こういうふうにひとまとまりに、20余件単位のひとまとまりの合併した自治体ができたとして、それで政令市の規定を授与するということは、これは1,600法定移譲するということですから、そういう点でも考え方というのはかなり第一次分権改革と連動するものになるのではないかなと思っております。いずれにしてもちょっとそういう点もわかるような記述を書き込みたいというふうに思います。

○ 井上会長：

よろしいでしょうか。ありがとうございます。各委員の方から様々な意見が出ました。これは地方分権改革推進委員会のところの意見等々もふまえて各市町村に一部アンケートなりを取ったというようなどころがどこかで報告があったように思うのですが、地方分権、地方分権と言いながらやはり地方の市町村というのもなかなか国から都道府県、都道府県から自分たちに下りてきても、今のように人員が削減され、財政が逼迫している中ではということで、かなりの躊躇があるというのも片方では確かなことであるということで、今ご審議いただいた2本の案件、「道州制における基礎自治体のあり方」というかたちのところで答申案をまとめていくかたちではあるわけですが、意見が多々出ましたように特にQ&Aあたりのところでもいいと思うのだけれども、地域の皆さん方が不安を抱かないようなかたちでやはりそれはちょっとあるのだったら取り除いてやるというような姿勢でないと、先ほど支庁制度改革云々のところのタイムスケジュールを伺いましたけれども、やはりいくらできる規定であるにしても、決して道民の皆さん方の指示を強く受けるということがこれには必要なのですが、それでその前にも知事はあまり言えないというようなこともあってはいけないので、きちんとしたかたちで。先ほど佐藤先生なども言及されましたけれども、やはりビジョンの問題だとか地域における産業政策、あるいはその施策がこのような制度によってどれほど補強されるのかとか、あるいは財政の問題、どういったところが不安なのか、取り除いてやる努力というのが必要なのではないかと。東京事務所を各自治体がつくらなければいけないというのはちょっと私はもうそういう時代ではないということの認識をもっておりますけれども、宮田委員自身は地方から来ておられてということですから、これもその地域における1つの昔の考えとは違うのだけれども、1つの大きな意見なので、それは地方の意見を代表されていると思われれば、そういうことについてはできるだけ応えるようなかたちで我われのこの提案が支持されるようなかたちでもっていけるように。ですから先ほど冒頭に出てきた言葉遣いで真ん中の中心都市だけがかろうじてもつかとかというようなところに非常にカチンとくる人たちがおられて当然だと。その点ご配慮の上、今日提示されましたものをたたき台にして答申案というかたちでまとめていただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、福祉有償運送とコミュニティーハウス、両方とも五十嵐さんが関わっておられると思うのだけれども、どちらかというとなの方が先ですよね。コミュニティーハウスは我われの所に来ていただいて議論もしましたので、どうしますかこの順序でいきますか。

○ 出光地域主権局次長：

上から順番でやらせていただければ。

○ 井上会長：

では、とりあえず事務局の方からこれについて説明をいただいて、先生方のご意見・ご質問を受けていくというかたちにして、最終的には五十嵐さんも含めて改めてこういう方向でいくということで事務局の方から連絡いただくということで。説明方、お願いいたします。

○ 渡辺地域主権局参事：

それでは福祉有償運送に係る権限の移譲ということで、41ページをご覧ください。自家用有償運送ということにつきまして道民提案では3つございまして、観光に関連したものについての有償運送、それと福祉の部分の有償運送というのがございます。前回の委員会において観光関連の部分についてはもうちょっと慎重にということで、ここも整理案とい

うことのでつくりました。まず今日は福祉有償運送ということに関してちょっと説明させていただきます。まず43ページをご覧ください。福祉有償運送を簡単にまとめたものがありまして、まず1番目の福祉有償運送の要件ということで、要介護者、身体障がい者等の移動制約者を対象としてNPO法人とか社会福祉法人などの非営利法人が営利とは認められない範囲の対価で自家用自動車を使って輸送を行うという、そういうサービスでございます。その福祉有償運送をやるためには、国交大臣に登録しなければならないということで、登録する上にあたっては地域の関係者による合意が必要。それで運営協議会というものをつくって合意を得るということになっています。

それで運営の主体ということでNPOとあと国交省令で定めるものということで定められている。運送の区域の部分ですけれども、ここが道民提案の中でちょっと変えてほしいというところがございます。市町村を単位とする区域で運営協議会というものを設置するのですけれども、旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあることを要するというふうになっていますけれども、この部分を緩和してほしいというのが道民提案の2であります。

それで次に44ページになりますけれども、旅客の範囲ということで規定されております。要介護とか身体障がい者などの移動困難の方たちを対象にして行う。それと対価ということで(7)ですけれども、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内ということで、その地域におけるタクシーの運賃の概ね半分の範囲内であることというふうになっています。

それで45ページからは輸送の安全などに関する措置でございます。(1)は使える車ということで乗車定員11人未満のもの、福祉自動車というのはセダンということになっています。それで運転者の要件が(2)にありますけれども、福祉自動車の場合はセダン型との場合と違いますか要件が違っています。福祉自動車の場合は第2種免許を持っているか、第2種免許を持っていて、なおかつ国交大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を修了しているというふうになっています。セダン型の場合には、運転手の要件を満たすか、あるいは他にもう1人資格を持った人を乗せるということが条件になっています。それは介護福祉士の登録を受けているということと、上と同じですけれども講習のセダン等運転者講習ということで特別な講習を修了している。あと訪問看護員であるというような要件がつけられています。

あと46ページがそういうものをやる時には、運行管理の責任者なども置かなければならないということです。そして49ページをお開きいただきたいのですが、これは運営協議会のことで、地域の合意を得るための単位といたしますか組織として、主体としては公共団体の長が主催する。それで地域では原則公開。それで構成員としては市町村とタクシー事業者およびタクシー業界、住民または旅客の代表、運輸支局とタクシー運転者の労働組合、あと現に福祉有償運送を行っているNPO、そして学識経験者、このような方たちで運営協議会を設置して、内容のことを会合の場で開くということでございます。そういう仕組みになっているということです。

そういった仕組みをふまえて39ページにまたお戻りいただきたいのですけれども、そういったことをふまえて整理案というかたちでつくったのが41ページの資料2-4です。それでまず現状については簡単に今ご説明しましたけれども、道内の福祉有償を行っている団体数というのが昨年の9月30日現在で246団体が有償運送を現に行っていると。

それで課題ということで、これは道民の方から寄せられたところですので、発着地のいずれかが運送区域でなければならないという部分については、北海道の場合は広域分散型だということで、具体的に道民提案をされた方の例というのは、隣の町の病院に入院していた方をさらに他の町の病院に転院するというときに、着地・発地の条件があつて、そ

ういうことはサービスとして対応できなかつたというところで、そういう部分を緩和してほしいという提案内容でございます。

それで目指すすがたとして運送主体と運送区域の部分について権限の移譲を受けて条例で定めるようにしたいということでございます。42 ページが新旧対照表ということで、運送主体と区域の部分について条例で定めるような仕組みにしてはどうかということです。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。ただ今事務局からの説明についてご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。どうぞ。

○ 佐藤委員：

概ねわかるのですけれども、前も若干疑問に思っていたのですが、これは制度的に運営協議会があってそこが認めれば OK というものですよ。その運営協議会の区域が「概ね」とありますね。市町村単位であるということがあるのですけれども、この「概ね」をもし取ることができたら、その辺は広げなければいけないのですかね。そこはどう考えていらっしゃるのですか。つまりなぜ運営協議会をつくるかというのはいわばある種の機会費用の問題があって、現にタクシーとかそういう営業している人たちの生業を圧迫するという可能性があるのです、そこでのバランスをとるためにこの運営協議会というものをつくって関係者の意見調整をしましょうという、それで認めていきましょうという制度ですね。ですからその部分を全く無視して、ある町のところで許可されて、違う町、つまり違う運営協議会がある中においてこれをやるというのは、善し悪しはともかくとしてこの制度設計上の展開と引っかかる部分があえて言えばあるのですね。だからそのあたりをどういうふうにしておられるのかというのは何かアイデアがあるのでしょうか。

もっと言えば、つまり運営協議会は 1 つの市町村に限定しないでいくつかの市町村、あるいは場合によっては都道府県でもいいとかとチラッと書いてあったような気がするのですけれども、例えば支庁とかそういう単位をつくってしまえば、それは場合によっては支庁ごと変わるかもしれないのですけれども、これは問題が解決するのではないかというような、そういうふうに思うものですから、その辺は「いや、それではどうしてもだめなんだ」と、あるいはこの方がいいと言えればいいのですけれども、ただそういう説明が必要なのではないかなと思うのです。

○ 井上会長：

今のところの質問で、1 つはここで答申案というかたちでまとめるときに、現行の運営協議会、その扱いはどうなっているのかが明確ではないのですね。現行ではそこがきちんと書いてあるのだけれども、この答申案で目指すすがた、あるいはそれ以外のところについてもこれは先般宮田委員から「規制緩和権限移譲」というところに全部含まれてしまっているのかどうか、消えてしまっていますよね。だからもうそのような制度をなくすのかどうか、そこをどこかで明示しておかないと、道民の皆さん方も含めて理解しにくいのではないかなと。

○ 出光地域主権局次長：

そうですね、ちょっとその運営協議会との関係、さらに早急に検討させていただきたいと思っておりますけれども、以前もう少し有償運送関係を広域でできないかとか、あるいは広域連合でもできるようにならないかというご意見も出ていたものですから、ちょっとその辺

のところも含めまして少し組み立て方を検討させていただきたいと思います。

○ 井上会長：

そういうことでよろしいですか。

○ 佐藤委員：

はい、結構です。私もまだちょっとよくわからないのですが、何となくパッと見た感じでは確か運営協議会は市町村の範囲だけでつくれるというふうに限定していない感じがしたのですよね。

「原則として」とか、「ただし、交通ネットワークの状況等により複数の市町村または都道府県単位で設置することも可能」という記述がございます。だからおそらく最大のネックはその運営協議会だと思うのです。ここが非常に広くできていくと、これも本当に市町村に限定しない権限を、逆に規制緩和というのはそれは市町村だけではなくて、道の実情に応じて支庁の範囲とかそういうところも設置できますよというふうにしてくださいといえれば大概の問題が解決していいと思うのですが、ただ、この運営協議会があることが1つのポイントになっていく。ここの合意を得て初めて福祉有償運送というのが可能になるという、そういう筋書きといいますか、整理請求ですね。だからそのところをいわば整理の根幹を抜きにした話にはなかなかならないと思って、そのところをちょっと検討していただければということです。

○ 五十嵐委員：

そうですね。43ページの運送の区域のところでもそれがかかっているのですよね。運営協議会での協議により定められた市町村があえてするというのです。これは現行でいいのですか。

○ 佐藤委員：

今回の件はその43ページの「次の通りです」という、「運営協議会での協議により定められた市町村を単位とする区域とする」というところを外せという話ですね。だけどそれがいいのかどうか。そのことがいいか、それに付随して旅客の発地、または着地のいずれかがその区域内にあるといいわけですね。これはその運営協議会の市町村の中だけではないですよ、そこに発地ないしは着地があればいいですよというところまではいいというわけですね。今回それを取っ払おうというのはわかるのですが、ただそれである種の基幹主要的なものが奪われる業者さんとかがいるわけですから。そのところがどうかというのが疑問です。

○ 出光地域主権局次長：

そうですね。実際に道民提案からいただいて発地と着地のここのところの制約が困っているというジレンマも決して、例えば十勝管内のところでやっている運送の事業者というのでしょうか、その福祉関係の団体が、十勝管内の団体が札幌から旭川まで運送するとかそういう話ではありませんので、同じそういう事業圏といえますでしょうか、生活のエリアの中だけでも自分の町には中程度の病院がなくて、隣町の中程度の病院に一部の人が入院していて、その人がさらに隣の隣のより大きな町の病院に移るときの移送だとかが困っているということですから、ある程度のエリアというのでしょうか、特に医療福祉的な圏域の中で限定されてくる話ですので、それで無制限に規制を取り払おうというよりはある程度そういうのを考慮しながら、また運営協議会のそのエリアに併せて組み立てるという可能性はあるのではないかと思います。いずれにせよ、もうちょっと検討させていただきた

いと思います。

○ **佐藤委員：**

追加的に。その49ページのところで若干気になりますのは、原則として市町村単位の「ただし」のあと、私が気になるのは交通ネットワークの状況等によりと書いてあるのです。今のお話も、それから今回のケースもそうだと思うのですけれどもそれは福祉、あるいは病院とかそういう状況なのです。交通ネットワークの状況ではないのですよね。だからこれがもし「交通ネットワークの状況」というふうに限定されていくとすれば、この仕組みでは運営協議会の一致条件とかそういうのに併せてつくるというのはできないかもしれない。だからそうすると私はわからないのですけれども、相談するところがやはり問題があるというのを整理できる。だからその辺をちょっと戦略を考えていただければと思います。

○ **井上会長：**

よろしいでしょうか。やはりここに1本抜けている運営協議会の扱いですね。このところをやはりイメージ的に出るようにしていただきたいというふうに思います。

あと41ページの「運送主体はNPO法人云々」というようなところがあって、これは道条例で考えることができるようにするという、これ以外の運行主体というのは例えばどういうことを考えておられるのですか。

○ **渡辺地域主権局参事：**

現実的にあるかどうかはわかりませんが、町内会とかそういうのは法人格をもたない団体といいますか、そういうのがもしかしたらあるのかもしれませんが。それとワーカーズ、障害者の方たち同士で会社みたいなものをつくって株式会社とかそういうのもあるということで、そういうところでやるというような場合ももしかしたらあるかもしれないという意味で入れました。それ以外の旅客の範囲とかその辺は言い切ってしまうと福祉有償運送ではなくなってきますので、そのところはそのままというふうに考えて組み立てたものでございます。

○ **井上会長：**

あと道民提案のところにある参考資料という、今日添付されている部分で、これを実施した場合のデメリットというのはこれはどういうふうに評価するのですか。これは運営協議会云々のところに書かれてくるのですかね。「あり方」というかたちで。運営協議会はもっと広範なものにしているとかすれば・・・

○ **渡辺地域主権局参事：**

佐藤先生がおっしゃられたように、主の市町村で包括してとか二次医療圏単位で全部の町で仮につくれるとしたら、それはたぶん現在の法律の中では可能なかもしれませんが。ただ、現実的にそういうことが可能なかどうか。要はタクシーとの関係においてそういうのが現実には難しいということなのかなというふうに考えています。

既存のタクシー会社とか調整のための仕組みでございますので、その運営協議会というのは確かに指摘されましたようにかなめなのです。ここをいじることによって今の関係がガタガタと崩れる部分もありますので、ひとつその辺はもうちょっと時間をかけて検討させていただきたいと思います。

○ 井上会長：

では再構築してまたさらに出してください。よろしいですか。では改めてご提示いただきたいというふうに思っています。

では最後の案件になりますけれども、資料の 2-5 であります。「コミュニティーハウスの制度創設」ということで道州制推進道民会議におられた日置委員に来ていただいて活動の状況というのを説明いただいたり、その資料ということで、ある程度煮詰まってはいましたけれども、こういうかたちで答申といいますか、そのたたき台というかたちでまとめていただいています。ご意見等を事務局の説明の上でいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

それでは一応日置さんの提案を簡単におさらいしたいと思います。62 ページをご覧ください。「コミュニティーハウスのイメージ案」ということで指摘されていますけれども、この「現状・課題」というところですが、障害者・高齢者・生活保護などの分野ごとの縦割り、サービス対象者の厳しいよりわけなど、身近な地域で気軽に手助けできるシステムに現状はなっていない。手厚くコストのかかるフォーマルな支援と、不安定なボランティアに支えられるインフォーマルな支援という意味で、現状は二極化してしまっている。過疎化、身近なコミュニティー崩壊などで地域で生活する上で支援を必要とする人が増えている。福祉の対象とならない人たちも一時に手助けが必要になるということで、そういうことをふまえてアイデアとして障害者・高齢者・子どもなど様々な種類の福祉サービスを必要としている人たちが一緒に暮らせる施設ということで「コミュニティーハウス」というものをイメージされた。そういう施設の中で多少の構成員の中でもそれぞれの得意分野ですとか状況に基づいて無理のない役割分担、障害をもった方たちであっても無理のない役割分担をもって協力してその施設の中で支え合うものだ、そんな施設をイメージしているということです。

それで次に 67 ページになりますけれども、現在の制度との関係ということでコミュニティーハウスというものをイメージすると、1 つ目として既存福祉制度の枠組みと違う新たな枠組みとして考えるということ。それと地域福祉事業メニューとして創設の可能性がある。それで今現在の社会福祉法というものの中で増進すると掲げている「地域福祉」というものを法律の中では、より具体的な事業というものを明確に出していない。そういうことがある。

それと 3 つ目ですが、物理的な基準ではなく、ガイドライン基準を採用ということで、現在の福祉に関するいろいろな施設というのは、対象者とか建物の面積だとかこういう人を配置するという人員配置なりといった基準があるのですが、このコミュニティーハウスについては運営のためのガイドラインだけを制度化する。それをどう実現するかは地域に任せるといったような考え方で組み立てられないだろうかということになっております。

それで 68 ページになりますけれども、「コミュニティーハウスとは」ということで定義ということで、「地域におけるあらゆる生活課題に対して生活主体とともに解決の手立てを構じる拠点であり、恒常的な場と常駐のコーディネーターを有する地域福祉事業」という定義づけをされたということです。

次に 69 ページですが、制度化するための具体的提案ということですが、現行の社会福祉法に盛り込むということで社会福祉法第 1 章第 2 条の 3 の「第 2 種社会福祉事業」というものにコミュニティーハウスを位置づける。それと第 10 章に第 4 節というものを創設して地域福祉事業としてコミュニティーハウスを位置づけ、北海道においてガイドラインをつくって、そのガイドラインに基づいて新たな制度として創設するという提

案でございました。これらをふまえて整理案というかたちでつくったのが 57 ページの資料 2-5 でございます。

現状としては分野ごとに公的な福祉サービスが制度化されているのですが、制度の縦割りと対象者の分けなどで制度の谷間になっている人たちが存在している。それで釧路において日置さんたちの取り組みですけれども、もちろん福祉の枠を越えて地域住民の参加のもと、互いに支え合いながらコミュニティーハウスというのが運営されていく。そういったことでこれをもとに道民提案ということで、具体的に考えられたことをもとに障害者・高齢者・子どもなど様々な種類の福祉サービスを必要としている人たちの支援ができる地域拠点としてコミュニティーハウスというものが必要だということで整理しました。

それで目指すがたでございませうけれども、コミュニティーハウスの制度創設ということで提案にありましたように、社会福祉事業としてコミュニティーハウスというものを位置づけていくということで、具体的に 58 ページにありますけれども新旧対象表ですけれども社会福祉事業として第 2 種社会福祉事業、これは主として在宅サービスに関しての福祉事業なのですけれども、このところに「コミュニティーハウス」というものを位置づけるということです。それと第 10 章に新たにコミュニティーハウスというものを置いて、その中で定義づけ等やっていくということでございまして、そのコミュニティーハウスのガイドラインをつくって運営していくということですが、その辺についてはもうちょっと具体的に詰めていくということが必要かなというふうに考えています。

ということでせつかく日置さんの地域の方たちから具体的な提案ということで、それも最大化したかたちでの整理案というのが資料に載っております。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。資料 2-5 に基づきまして「コミュニティーハウスの制度創設」ということで事務局の方から説明をいただきました。資料の 2-5、57 ページです。新旧対照表は裏の 58 ページであります。説明に関しましてご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。佐藤委員、お願いします。

○ 佐藤委員：

質問なのですが、私は日置さんの話を聞いていないのでもしかしたらそこで議論されたのかもしれないのですけれども教えて下さい。この発想自体は非常に素晴らしいというふうに思います。第 2 種福祉事業云々というところは私も今初めてこの法律をチラチラ見たのですけれども、児童福祉は児童福祉で、さらに母子家庭福祉があって老人福祉があって身体障害福祉があって、バラバラになっているのです。それらが非常に複雑に縦割りになっていて、その中からこぼれ落ちる福祉事業というのが出てきて、おそらくそういう福祉事業団体ないし社会福祉法人というのですか、そういうものをつくれるようにしてほしい、そういう提案なのですか。

○ 出光地域主権局次長：

施設的にはこの社会福祉法で社会福祉法人などのこういう事業ができるということが規定になっていますから、その中に「コミュニティーハウス」という事業もできますよというところに位置づけるということなのですけれども、それではなぜそこに位置づけるかということなのですけれども、住民参加で 10 回近く検討会議を開いてここで報告・提案されたようなコミュニティーハウスの概念という、あるいはもう 1 つのブレイクダウンしたと

ころまで区切られていったわけなのです。それで実際に釧路で中古の建物を買い取ってモデル的なコミュニティーハウスというのを実験施設をつくって、そこで運営もしてそこからノウハウを得ていったというところがあります。そこで得られた結論は、従来型の福祉施設の制度化のやり方ですと、すぐ廊下の幅は何メートルにするとか台所はいくつあってという、そのような安全ではこと細かでいいのですけれども杓子定規な基準で、逆にその基準さえ満たせばそういう福祉施設と名乗れるわけなのですけれども、そうではなくてもっと地域の実態に即して、地域の中でサービスの受け手といたしましうか、ケアが必要な、自立に対して支援が必要な人の視点から何が必要なのか。そこにあらゆる必要な支援をやる。そしてそれは地域の人たちが自分たちで考えて支え合っていこうというような組み立てになったときに、どうも今までの制度の発想とはまるで違うのです。そういうものをもっと広げていくにはどうすればいいのか。もちろんこの実験施設だけではなくて、道内に幅広く広めていくというふうにいったときはどうすればいいのだろうかというときにこの社会福祉法の中にコミュニティーハウスというものを位置づけて、そしてコミュニティーハウスはこういうものである、従来型の福祉施設の定義とは全く違った定義・基準というものをそこに盛り込むことができちりと世間により普及させていく、広げていくための足がかりをつくる、そういう発想からこの社会福祉法の中に位置づけたらどうかと。

しかもこの社会福祉法の中、第10章が「地域福祉」というジャンルなのですけれども、地域福祉というジャンルで書いているのはこの計画と協議会と共同募金これしかないのです。地域福祉という1章でありながらそんなものしかない。このコミュニティーハウスこそがまさにこの地域福祉にとって望まれていたあり方なのではないかということでここに位置づけてはっきりとその中身を明らかにしようと、そういう発想からこういう提案が出てきたものです。

○ 佐藤委員：

趣旨はよくわかるし、またこういうものは必要だろうというふうに思うのですが、そのコミュニティーハウス定義というのが68ページにあります。「地域拠点であり、恒常的な・・・」とあるのですが、よくわからないのです。要は現実問題として何が現行の問題かということ、社会福祉法のコミュニティーハウスをつくっても、1つ考えられるのは法人化がしにくい、あるいはできない。そうすると法人化ができないと今のような施設の運営管理ということについて、いわば法的な主体になれないので問題であるというのが1つ考えられるのです。それが社会福祉法人というふうになれば、コミュニティーハウスというものをもっと自由につくっていける。日置さんたちが考えるようなシステムができるというのが先ほどとつながっていく。それからもう1つは北海道はよくわからないのですけれども、例えばそういう社会福祉法人なり何なりにするにしても社会福祉事業だということは何らかの国なり道なりその他いろんな政府の補助とかを受けられるようになるという意味の側面があると思います。大雑把に言うとおそらくこの2通りのメリットがあると思うのです。現行ではそれができないというのがデメリットなので、そこを何とかしてほしいと言っているのかなと思ったのですが、それがはっきりしていない。

○ 五十嵐委員：

まず佐藤先生がおっしゃった1点目の社会福祉法人でなければ経営できない施設というのはかなり大規模な施設に限定されていまして、小規模な施設はそうであっても運営できるように介護保険法の中ではなってはきているのです。しかもそれはここにもありますように第2種社会福祉事業の方の経営主体の制限はないので、NPO法人でも株式会社でも第2種であればできる。ただ施設の方もグループホームみたいなものも社会福祉法人でな

くても運営ができたり、小規模多機能もできたりするところもあります。しかしながらあくまでもそうしたものは介護保険法であったり、障害者自立支援法の中での話しであるということで、確かにそこについては小規模の施設を運営することはできるのだけでも、それはそれぞれの法律の中でしかできないという話になっていて、その対象者も限定されていますし、それから配置基準、配置する人材、人の資格もある。それでコミュニティハウスはどちらかというところから漏れているような人たち、漏れなく隙間なく、隙間を埋めるようなかたちでコミュニティハウスをつくりたい。もちろんその制度にのっかるのだけでもそのいわゆる既存のグループホームに入れたい、あるいは行きたくないという人も含めて受け皿をつくっていきましょうということで、落ちこぼれがない施設のイメージをコミュニティハウスとしてもっているということが1つです。

○ 佐藤委員：

その対象から漏れているというのはどういうことですか。

○ 五十嵐委員：

対象から漏れてしまう方というのは、例えば、グループホームであっても重い認知症が出てしまって他の方たちと一緒に暮らしができないとか、そういう方たちが本当は対象なのですがなかなか実質的に受け入れられなかったり、若年の認知症の方々、そういう方々の受け入れ施設がない。あるいは障害をもっている方たちでも日中活動の場が限られてしまう、というようなことがあります。またそういう制度にのっかるためにはそれなりのケアマネージャーを配置しなければならないとかそういったこともあって、本来そこまで必要ないのだけでも、ちょっと支援が必要という方たちの頼りになる場がない、そういう人たちにも対応しようというイメージです。

また生活保護世帯の子供達への支援もあって、一時的に何か困難なことが生じる人たちも対象にしていこうという、地域のニーズに応じて、あるいはどんな人でも対象とするというイメージですね。

○ 佐藤委員：

今の国のこういった制度が万全だとは全く思っていないけれども、このコミュニティハウスを社会福祉法2条の第3項に、そこで規定されている第2種社会福祉事業に入れるという部分が若干引っかけますのは、第3項の13号に「前項各および前各号の事業に関する連結または助成を行う事業」という規定が入っています。だから今のこの説明を聞いた限りで言えば、コミュニティハウスはもうやれてしまうというふうに私は思うのです。だからこの12号があげている、あるいは前項ですから第2項、第1種社会福祉事業。そういうものを連結させる、あるいはそれに助成を行うという事業が入ってしまうわけですから、第2種に入ってしまうわけですから。そうすると今話を聞いているとコミュニティハウスはそこにはまるのではないのかなというふうに思うんですね。

○ 五十嵐委員：

今あくまでも連結するのはその制度にのっかったところしか連結していかないのです。制度にのっかっていないと外れていく。制度というのは、きちんと太守尾者がきまっています、そういうものだと思うのです。どんなに制度をつくってもつくってもこぼれていく人たちがいることではありますね。ですから社会福祉法人をつくるために創設をするのではなくて・

○ 佐藤委員：

いや、そうすると法にそれを盛り込む効果としては何があるのかなと逆に見えないのですね。

○ 五十嵐委員：

そのところはむしろ地域の中でどんなニーズがあるかによっていろんな事業形態が出てくるだろうというところが実は逆に味噌なのです。そういうニーズがあるからどんどんつくるといっているのであれば、今までの制度の中でこういうニーズに対応してこういうサービスをつくりますよというサービスですね。地域福祉というものが社会福祉の中に位置づけられたのが平成12年なのですけれども、もともとは地域福祉というもの、形がないものがたぶんあったのだらうと思うのですけれども、その中に社会福祉というものを取り出して社会福祉事業をつくり出していったと。事業としてつくったということだというふうに理解をするということ。ですからむしろ逆に今まで見えてなかった地域福祉というものを地べたに置くかたちで地域福祉事業という事業を創設してはどうでしょうかというのが今回の提案です。

○ 佐藤委員：

それをどうしたらいいんだというのは非常によくわかるのですけれども、ただこの制度上、どのように法を変えるかという話になるとまたそこをどう盛り込んでいけばいいのか。それから今のその範囲の中でできないのかできるのかというのは当然見通しを立てなければいけないわけですね。だから提案するためには現行の法制度、他のもみんなそうでしょうけれども、現行の法制度ではこういうふうになっていて、できないから、だからこういうものをつくりなさいという話になりますね。

だけど話を聞いた範囲でできないということはないのではないかなというふうに見えたのです。それからその提案は3項を分けると言っていますけれども、4項を見ますと「この法律は社会福祉事業には次に掲げる事業は含まれないものとする」というのでいくつか挙げられているのです。その中に第4号あたりでしょうか、4号の入所基準みたいなものがありますね。それから第5号の助成の金額の基準といったのがあって、これは今の五十嵐さんの話を聞いているだけで3項に仮に入れたとしてもそれだけでは4項でだめになってしまうみたいだという。まずそれが1点です。

それから地域福祉の増進ということで10章についても何か言っていたようすけれども、これが10章の107条以下、片方しかないという話なのですけれども、これはまさに市町村なり地域の独自性に基づいてそういう地域福祉計画を策定する。その中で地域に必要な社会福祉なりの事業を展開していきなさいよというそういう趣旨だと思うのです。やはり地方権の流れの中でそれをいちいち法律の中でこれはああしなさい、こうしなさいというのはやめて地域の独自性に基づいて計画をつくって、それで事業を推進していきなさいという、そういうふうに読めるのです。だからそれと先ほどの3項の13号、23項の13号を見ると、その範囲内でなぜできないかというのはわかりません。それをこういうふうにしたんだ、ああいうふうにしたんだというのはそれはわかるのです。だからそれは必要だと思うのです。でも、それがでは現行のそういう中では今後こういうことはできませんというのがないと特区提案としてはどうなのだろうなというふうに思うので、そのところをはっきりさせていただくというのではないかなという、そういうことです。

○ 出光地域主権局次長：

ある意味では現行の社会福祉法に並んでいるいろんな社会福祉事業のメインの組み立て論もそもそもの思想体系といたしまししょうか、設計思想からしてガラッとまるで違うものなのです。全く違う新しい思想体系といたしまししょうか、それは厚労省自身も今模索をしているところなのですけれども、大きなポイントとしますと先ほど佐藤先生もおっしゃった地域に任せる。厚労省がこと細かな基準、こと細かなメニューをつくってそこにお金を配分するというのではなくて、地域でもって必要なニーズでどんなことをやったらいいのかも地域で任せて、そしてその善し悪しというのは地域でもって住民参加で評価をして、そしていいものにしていってください。そういう全く新しいシステムをビルトインしてると、そういうことになろうかと思えます。厚労省もそこを模索をしていて、今どういうふうにやろうかなと考えているということです。そこに併せてこの提案をつけていこうと。そして現実に行うというモデル施設としてのコミュニティーハウスもそういう機能といたしまししょうか動き方を今地域でやっている。全く今の福祉の制度にのらないような人たちのケアをやっているとそういうところがあるのですが、そういう新しい考え方というのは社会福祉の中でビルトインしていきたい、そういうことが考えられます。

○ 佐藤委員：

発想はわかるのです。ですから何度も申しわけないのですけれども、例えば社会福祉法の中にこういうものを盛り込んでほしいというご提案ですので、それは、では盛り込まないといけない話なのか、また逆に言えば今出光さんもおっしゃったように地域の自主性の中でできる、やってはいけないと書いてないのだからできるというふうに考えてどんどん自由にやっていけばいいのではないかというのもあるので、その辺はどうなのかと。

○ 五十嵐委員：

その通り。ちょっと地域福祉計画との関係についてはちょっと私も整理が必要とっていて、地域福祉計画というのは地域福祉計画を立てるという事業もこの中で認められているのですが、地域福祉計画の中に盛り込まれている事業については市町村の独自なのですよね。それがほとんどボランティアの範囲を超えないといたしますか、結局事業費がないという意味からほとんど地域のボランティア活動の活性化みたいな計画と理念系の計画になってしまっていて、実行的な計画ではないのです。ただそんなことはどこにも書いていないので、これだけ見ると何だかできるじゃないかという感じなのです。この地域福祉計画の中に盛り込まれている事業というのはちょっと整理が必要だなというのと、何かそこにきて一番よく思うのは、なぜこれが事業として載せなければいけないかというのは今まで事業費がついてないからなのです。他のものには制度に載った以上は制度としての事業費というのは出てくるわけですが、今回はその漏れる人たちに対する事業がないということは、そこには何の事業費もないわけですね。地域福祉計画においてもここで盛り込まれたものが市町村が独自にやるものであるもので、制度としての担保というのはほとんどない。制度として担保がないというのは言いすぎかもしれませんが、ないのです、計画ですから。それで今回事業として載せたいというのはこの事業が計画するに値するようであるということから事業化をする。かつその事業については事業費を創設をするというところがないと「なぜやるの?」という逆に議論になってしまうような気がするのです。 「やれることはやれるのだから、今もやっているじゃないの」というようになってくるのです。だからこれを事業として認めて何らかのお金をつけていくという財源上のやはり事業負担。そこで前に言ったように、今現行で行われている介護とか障害者の自立とか生活保護とか様々なその事業がある中で、そういったことの他にお金を付けると言われたら、

新しく事業費をつくるというのは結構しんどいのかなと思うのですけれども、何らかの効率的な運用によって出てきた基金なのか何なのかわかりませんが、それを交付金化する。ただ地域福祉の事業に整理案をつけてこれだけは交付金として使いますというものを創設していただいて、その創設された交付金については既存の事業の上乗せではないと。当然新規の地域福祉の事業に使うべきであるという交付金をつくって、その使い方については都道府県がそれぞれ道州であれば道州の中の規定でどのぐらいをどんなふうにもどの地域に使っているかということを決めることを道の主権としてさせてほしい。そういう組み立てのような気がしています。ただこの事業を入れるだけではちょっと特区としての提案としては弱いかなという気がしていました。

○ 佐藤委員：

最初の私が言った 2 番目ですね。要するにお金がほしい。それは重要なことです。これはそうだとすると単純に社会福祉法云々というだけでは話が進まなくて、例えば具体的にどうなっているかわからないのですけれど地方交付税の中の基準財政の算定にちょっと盛り込むようにするとか、そういうことも必要になってきます。そうでないと今五十嵐さんがおっしゃったような話はなかなか出てきづらいのかなと思うのですけれども。

○ 出光地域主権局次長：

厚労省で予算化するとしても、予算事業で実験的にやるというプロセスはあると思うのですけれども、やはり基本的に法的な根拠がないと正直言って福祉事業として厚労省としては予算化は難しいのではないのかなと思うのです。それともう 1 つこの釧路での検討委員会をやっている中で報告されたお話としまして、道外のある県でやはり当時新しいかたちの福祉の取り組みというのを始めたモデル的なケースがあって、厚労省がそれに着目をしてそれを制度化したのですね。「小規模多機能」という名前でしたでしょうか、そういう制度化をしたと。その制度化されたときにその制度化のモデルになったその施設はどうしたかという、その制度に乗らないとこう言ったそうですね。結局国が決めたその制度では、自分たちがやってきたことが思うようにできないから、だから乗らないということで乗らなかったと。つまり何かいいものがあったとして、それを従来型の発想でこういう何か福祉事業として位置づけて制度化をすると、途端に、本当はいいものだったのがギクシャクしてうまく動かないものになってしまう。そうではない思想体系の施設をつくりたいという思いも現場で検討してきた人たちの中にあるということなのです。

○ 佐藤委員：

その件については非常によくわかりますし、先ほど五十嵐さんがおっしゃったようにいろいろと考慮中といいますか、あるからよけてしまうような場面があって、それをどうやってセイフティーネットをきちんと張るかというのがこれは非常に重要なことだと思いますので、その点は全然異論がないのです。けれども、ただ特区として提案していく際にどういうモデルといいますか、資料で言うと 57 ページ、57 ページの目指すがたもわかることはわかるのです。例えば「現行の社会福祉法」と書いてある区分・内容ということに対してコミュニティーハウスというのはいきなり右側に出てきているのですけれども、それが公開というふうになっていないですね。「これはおそらく社会福祉事業の限定列挙になります」とか、込み入って言えばそれがいいのかどうかはともかくとして、そういう何かちょっとどこをどう変えれば今のご提案のようなコミュニティーハウスというのがうまく機能するように制度設計ができるのかというのがちょっと見えにくいものですから、その辺いろいろ質問をさせていただいたということになります。だからコミュニティーハウ

ス提案については、私も評価するのは吝かではないといえますか、高く評価しておりますので、せっかくだから何かもっとうまくできないのかなとそのアイディアは浮かばないのですけれども、そんなところです。

○ 井上会長：

そろそろ時間で退室される委員もおられますので、今の部分をちょっと加味してください。それで五十嵐さんなどが説明していただいて、要するに現場でどういうことが起きているのか、制度と制度の枠組みの中でこぼれ落ちる人たちにどういうかたちでセイフティーネットを張っていくのかというようなどころというのは、もうこれまでの説明でも非常によくわかっている。ただ、今度道州制特区の提案としてもっていくときには5のところに書かれている2-2の57ページ、あるいは「改正」、あるいは「改正前後」と書かれている58ページのところ、これは本当に当局と向き合ったときに説得力のあるものなのかというと、これはいささか疑念がないわけではない。ただ、そのこのところというのは出光さんが説明されているように、これは出光さんたちが国に持っていかれたときにこれは実際に道州制特区の提案だけれども、では現行の法律の枠で何ができ、何ができない、何を変えなければいけないのかというようなどころで十分にそれを説得して新しいものを勝ち取るというところの武器になっているのかどうかというのは、これは1人出光さんのところの考え方による。先ほど佐藤委員なども言われていたように、ここの58ページに出てきている社会福祉事業、社会福祉法のところ。このように2点が出てきていますけれども、実際のところでも出てきていましたけれども「できる規定」、あるいは非常に抽象的な曖昧な部分というのは1ヶ所くらい当然法律の部分というのがあって、その中で現行でもできるのではないかというような話をされた。現行でも何か無理があるのかというような話もされた。同じような類で霞ヶ関でたたみ込まれたときに、ではそれを打ち負かしていただく理論的な武装というのはここできちんとできているのかどうかということに改めて検討するというにしたいと思うのです。それぞれ現場のニーズということと、道州制特区の提案ということと、あとは現行の法律の枠組みの中で本当にできる、できないのかというようなどころの論点にきちんとそれぞれに答えていくということが必要なのではないかと。ですから佐藤委員の方からあった、そういうかたちでいかがですか。

全体の今のところの流れというのは、出光さんのところは事務局で当事者なのですからけれども、それは三者三様の立場でそれにトップダウンしたとはいるのだけれども、実際にこれが道州制特区の提案として実現するのかどうかというのはもう少し議論しなければいけないのではないかとと思うのですけれども、いかがですか。

○ 出光地域主権局次長：

その点もうちょっと詰めていきたいというふうに思います。ただ、先ほどのモデルとなった施設を制度化したら、その当事者のモデルがその制度に乗らないといっていることが1つの象徴的なものでありまして、このコミュニティーハウスを一項目入れるというのか、最も極論を言えば、実はそれ以前に持っているこういうメニュー全てにその組み立ての根本に問題があるという問題提起にもなりかねないというところはあります。

そこまで極端に言わないにしても、ちょっと現行制度での課題・問題点というのでしょうか、実は厚労省がたぶん現行制度でできるというのかもしれないのですけれども、できるように見えているだけなのですね。現場レベルでいけばそれは実はできないに近い状態。でも制度所管のところからはできるはずだと。できるように見えているだけで、そこが実は霞ヶ関と現場が遠いことなのではないのかと。そのこのところをちょっと、そもそもの組み立てのやり方が違うんだということからそういうところをちょっと問題提起をして突

いていけるような理論構築というのを考えていきたいと思えます。

○ 五十嵐委員：

細かいことですが、57 ページのところの目指すすがたで、「地域の生活課題を解決するコミュニティーハウスの制度創設」という、これはこの通りなのですけれども、今の議論を聞いて、「地域の生活課題を解決する」というふうにすると、「いや、他でもないんじゃないの」という議論になるような気がしますので、こぼれ落ちないセイフティーネットとしてのコミュニティーハウスの創設という、制度の隙間を全部埋めるんだといひますか、埋めるといってももともと全部拾うという感じで、そういう意味のコミュニティーハウスというふうには明確にした方が伝わるかもしれない。

○ 井上会長：

よろしいでしょうか。では今日何点か議論しました資料の2の「項目別資料一覧」という一番表紙のところの説明させていただいていますが、答申案2の1、資料ナンバー2-1、2-2に記載されてあるそれぞれ2つの案件につきましては、これは特段問題もなく、より完成に近いかたちでということで、特段の重要な不備というのはつかなかったということで求められなかったということでいきたい。その次の整理案というところにおいては、これは2-3というの「道州制における基礎自治体のあり方」ということであります。この中で2本あるわけですが、特に3の2というところの「広域中核市制度の創設」というところについては、これは基本的な考え方に特段の問題点はなかつたけれども、やはりもう少し、特に道民の皆さん方を含めてこれらを今後議論される方々にきちんとした情報を提供するというので、Q&Aというところで何点か触れていましたけれども、そのところで答えるようなかたち、あるいはお金の話とか、あるいは人の話ですね、人材の話。そのようところも一応検討して必要ところを加筆、訂正していただければと思ひます。

その次の2-4、「福祉有償運送に関わる権限の委譲」ということについては、これは全体の、特に協議会の話です。運営協議会の話。そのところが抜け落ちたというようなかたち、明示されていなかったというかたちになっていますので、そのところを中心に議論を再整理していただければというふうには思ひます。資料の2-5、「コミュニティーハウスの制度創設」というのはこれは多々ご意見がありました。ただ、これは国に持っていくという限りにおいては現場のニーズが非常に強いということになりまして、是非実現するという方法にもっていかなければいけないので、やはりどのようなかたちで議論を霞ヶ関でしているのかということをおきながら、提案書・答申書というのを改めてもう少し強いものにしていただけるような努力をお願いしたいというふうには思ひます。これは最後のところは特に議論が多々ありましたけれども、一致しているのはやはり生ニーズというのをいかにして実現するのかということでは、これはみんな意見が一致していたわけですから、そのところをふまえながら論点をきちんと整理して答申案というかたちでまとめる努力をしていただきたい。そういうことでよろしいでしょうか。

それで次回第21回の委員会の開催ということでもありますけれども、これはどうでしょうか、事務局の方で原案をお持ちなのでしたら説明していただきたいと思ひます。

○ 渡辺地域主権局参事：

原案といひますか、一応7月9日までの間で調整させていただいたのですけれども、現在は調整がついておりませんので、再度7月10日以降でネットを使って委員の皆さんのご都合をお聞きして、調整させていただきたいと思ひます。それでよろしくお願ひいたします。

○ 井上会長：

今日まで審議してきた中ではこれは私の感触ですけれども、もともとこれは第3次答申というのは大きく分けて2つのテーマ、1つは産業雇用、あと1つが地域再生というようなものでありましたけれども、先生方にお配りしている資料1をご覧くださいもおわかりいただけると思うのですが、「産業雇用」というところで、カジノ、あるいは空港の一括管理というようなところで我われは関心をもって、このところは〇がついていないのだけれども多少我われはやるにはやったのですが、全体として産業雇用のところは1本も第3回目の答申に含むということは極めて困難な状況にあるという部分ですね。ですから第3回答申については地域再生ということではぼり込んでいかざるを得ない。その中で今日議論したのも含めて上から6本ということは今残っている。ただ再整理をお願いしたということで、今日あった最後の2つですか、あるいはそのところも含めて最大限6本で場合によってはというところがありますので、なるべくだったら4本で出し切れるのではないのかなというふうに思います。

それで懸案になっている事項は、スケジュールの話をしているのです、申しわけありません、長くなって。これは7月10日以降でやるということはこれはやむを得ないだろうと思うのですが、今日、懸案再整理というかたちでお願いしている部分については、何かまとめられた段階で委員の先生方に資料を配布して、こういうかたちで今のところまとめていますということで意見をいただくということでもしないと、7月1回、場合によっては10日以降だったら7月に2回あるということは事実上不可能ではないかと思うのですが。ですから空いている時間に正式な会議以外のところできちんと情報の提供をしていただいて意見の聴取というのをさせていただければありがたいと思うのです。それがうまくいけばという話ですが、そうすると6本挙がるかもしれない。それがうまくいかなければこれは非常に今までで最小数の提案になるのだと思いますので、本数にはこだわることはないのですが、そういうことをご尽力いただければありがたいということです。そうすると次回は決まらない。その次の検討もできないというふうになってくる。そういうことでよろしいですか。

では最後に「その他」ということで事務局から何かあったら説明いただきます。

○ 出光地域主権局次長：

特にございませぬ。

○ 井上会長：

ではこれにて終了ということでよろしいですか。ありがとうございました。

(会議終了)